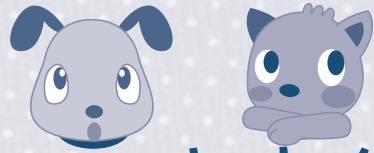


犬や猫などのペットを正しく飼育していますか？



犬や猫などの動物は、私たちの心に安らぎを与えるととても素晴らしいパートナーです。しかし、飼い方を誤ると他人に迷惑をかけたたり危害を及ぼしたりする恐れもあります。一部の心ない飼い主による「犬のフンの不始末」や、「鳴き声がうるさい」「放し飼い」などの苦情や相談が保健所や市役所に寄せられています。

9月20日から26日まで動物愛護週間です。飼い主は、犬や猫など命ある動物を一生かわいがると同時に、隣近所に迷惑をかけないようマナーを守って飼いましょう。

◎犬や猫を飼う前に

犬や猫を飼い始める前に家族でよく話し合い、次のことを確認してください。

- ① 家族全員が飼うことに賛成していますか。犬や猫が苦手な家族はいませんか。
- ② 家族全員が協力して世話をすることができそうですか。
- ③ 犬や猫の習性を理解していますか。
- ④ 終生飼うことができますか。
- ⑤ 隣近所の迷惑にならない飼い方ができますか。

◎犬や猫を飼ったら

犬や猫を飼うようになったら家族が協力して次のことに気をつけましょう。

- ① 「しつけ」が大切です
子犬・子猫のときから排便などのしつけをきちんとし、他人に迷惑をかけないようにしましょう。特に、猫は犬と異なり、つないで飼うことが義務付けられていませんので、排便のしつけは重要になります。自宅に犬用・猫用のトイレを用意して排便のしつけをしてください。
- ② 犬の登録と狂犬病予防注射を受けましょう
生後91日以上の犬は、生涯一度の登録と毎年一回の狂犬病予防注射を受けなければなりません。これは、室外犬・室内犬・大型犬・小型犬の区別は必要ありません。
- ③ 所有者等が変わったときは届出が

必要です

犬の所有者が変わったとき・飼いの住所が変わったとき・飼い主が死亡したときは市への届出が必要です。

④ 鑑札や目印をつけましょう

飼い犬には鑑札・注射済票、飼い猫には飼い主がわかるよう目印となるものを付けましょう。

⑤ 犬の放し飼いは禁止です

犬を放し飼いにすると他人の家の庭や畑を荒らしたり、人にかみついたりケガをさせたりすることがありますので、絶対にやめましょう。

万一、飼い犬が人をかんだときや犬にかまれたときは、すぐに医者などで傷の手当てをするとともに保健所に届け出てください。

また、犬をつなぐ場所は常に清潔にし、悪臭等で他人に迷惑をかけたリ、犬が人に危害を加えたりすることのないよう十分注意してください。

⑥ 散歩中のフンの始末は飼い主の責任です

犬は運動好きな動物です。

犬によつて毎日の必要な運動量は異なりますが、大型犬で朝夕30分から1時間、中型犬では朝夕20分から30分、小型犬では庭や室内でも十分です。また、散歩するときは、飼い主がリーダーとなつて、飼い主と犬が同じ歩調で歩くようにしましょう。犬が人より前に出すぎたら、リード(つな)を軽く引き、立ち止まります。同時に「あとへ」「ゆっくり」と命令し、常に飼い主に注目させて

動物フェア開催

動物愛護指導の普及と狂犬病予防の推進を図るために動物フェアを開催します。

- ◆とき 9月18日(火)から27日(木)まで
ただし、9月24日(月)は文化センター休館日です。
- ◆ところ 文化センターエントランスホール
- ◆内容 長寿犬の写真展示・市内小学校児童による動物愛護絵画の展示
- ◆共催 鴻巣保健所管内狂犬病予防協会、市
- ◆問合せ ぐらし安全課環境政策・衛生担当(直通594-5524)

歩くようになります。
そして、散歩中に飼い犬がしたフンは、飼い主が責任を持つて始末し、必ず自宅に持ち帰ってください。

⑦ 不幸な犬や猫は増やさない

自分で飼いきれないほどの子犬や子猫が生まれたらどうしますか。新しい飼い主が見つければよいですが、いつも見つかるとは限りません。不幸な犬や猫を増やさないためにも、子犬や子猫を望まない人は、動物病院に相談しましょう。

また、犬・猫などの飼い方や子犬が欲しい等の相談は、埼玉県動物指導體センター(☎536-2465)で受付をしています。

◆問合せ

ぐらし安全課環境政策・衛生担当(直通594-5524)

